

回 答 書

平成29年3月9日

入札希望者 殿

山梨県産業労働部
産業政策課 企画・団体担当

「休廃止鉱山対策事業坑廃水処理及び施設維持管理業務委託」に係る次の質問事項に回答します。

【質問事項1】

委託業務仕様書、(業務の内容)第5条 4

「・・・本坑坑内の自記水位計の作動状況を点検し、・・・」とあるが、現状自記水位計は使用できるのか。また、現状使用できない場合は、機器の修繕が必要なのか？

【回答1】

委託業務仕様書(業務の内容)第5条第4項内の「自記水位計」は現在、使用していないため、「自記水位計」を「水位計」に修正します。

【質問事項2】

工事費明細 ②-14 本坑点検管理道路災害復旧工事 明細 1. 伐採処理工詳細項目内「丸太産廃処分費」「枝葉産廃処分費」「根株産廃処分費」の項目について、恩賜林内の樹木は不可と聞いているが、当詳細通り産廃処分して良いか？

【回答2】

工事費明細 ②-14 本坑点検管理道路災害復旧工事 明細

樹木を恩賜県有財産外へ搬出し、処分は行わず、場内での処理とするため、次のとおり修正します。

1. 伐採処理工詳細項目内「丸太産廃処分費」「枝葉産廃処分費」「根株産廃処分費」の3項目について、「産廃処分」を「場内処理」に修正します。

2. 「崩落土砂搬出处分」詳細項目を「崩落土砂場内処理」に修正し、同項目内「崩落土処分費」を「崩落土場内処理」に修正します。